

電気需給約款（高圧・特別高圧）の新旧対照表

	(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2023年10月1日実施）	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2023年1月1日実施）
名 称	電気需給約款（高圧・特別高圧）	電気需給約款（高圧・特別高圧）
I 総 則	<p><b>1 適用</b></p> <p>この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は当社に電気の需給に係る本約款を内容とする契約（以下、「需給契約」といいます。）の申し込みをされたお客さまに関し、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が<u>中部電力パワーグリッド株式会社または配電事業者</u>と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p> <p><b>2 本約款等の変更</b></p> <p>(1) <u>一般送配電事業者(3(定義)(15)に規定する一般送配電事業者をいいます。) または配電事業者(3(定義)(16)に規定する配電事業者をいいます。)</u>（以下、「一般送配電事業者等」といいます。）が<u>定める託送供給等約款(3(定義)(30)に規定する託送供給等約款をいいます。)</u>および<u>その他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）</u>が変更された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の本約款によるものとします。</p> <p>なお、当社は、本約款を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下、「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p><b>3 定義</b></p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(15)（略）</p> <p><u>(16) 配電事業者</u>  <u>お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項第11号の3に規定する事業者をいいます。</u></p> <p>(17) 常時電力  (略)</p> <p>(18) 予備電力  (略)</p> <p>(19) 自家発補給電力  (略)</p> <p>(20) 貿易統計  (略)</p> <p><u>(21) インバランス単価</u>  <u>一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき、一般送配電事業者がインバランス単価として算定して公表する30分ごとの単価をいいます。</u></p>	<p><b>1 適用</b></p> <p>この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は当社に電気の需給に係る本約款を内容とする契約（以下、「需給契約」といいます。）の申し込みをされたお客さまに関し、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p> <p><b>2 本約款等の変更</b></p> <p>(1) <u>一般送配電事業者(3(定義)(15)に規定する一般送配電事業者をいいます。)</u>の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の本約款によるものとします。</p> <p>なお、当社は、本約款を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下、「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p><b>3 定義</b></p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(15)（略）</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(16) 常時電力  (略)</p> <p>(17) 予備電力  (略)</p> <p>(18) 自家発補給電力  (略)</p> <p>(19) 貿易統計  (略)</p> <p><b>【新設】</b></p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p><u>(22) 約定単価</u></p> <p>イ <u>一般社団法人日本卸電力取引所から公表される翌日取引 (以下「スポット市場取引」といいます。)</u> における 30 分ごとのエリアプライス (一般社団法人日本卸電力取引所が定める取引規程第 28 条第 1 項第 2 号所定のエリア毎の約定価格) で、中部エリアにおけるものをいいます。</p> <p>ロ <u>イにかかわらず、30 分ごとにおけるスポット市場取引の取引結果において、以下の事象によってエリアプライスが公表されない時間帯がある場合には、中部エリアの当該時間帯のインバランス単価を「約定単価」といたします。</u></p> <p>(イ) <u>商い不成立の場合</u></p> <p>(ロ) <u>一般社団法人日本卸電力取引所が閉鎖した場合</u></p> <p>(ハ) <u>その他取引上における措置により取引結果が反映されない場合等</u></p> <p>ハ <u>イおよびロにかかわらず、中部エリアのエリアプライスおよびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、当社が定めた単価を「約定単価」といたします。</u></p> <p><u>(23) 平均燃料価格算定期間</u> (略)</p> <p><u>(24) 燃料費調整額</u> (略)</p> <p><u>(25) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) 第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるところによります。</p> <p><u>(26) 電気料金</u> (略)</p> <p><u>(27) 供給地点</u> 当社が<u>一般送配電事業者等</u>から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p><u>(28) 接続供給</u> 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が<u>一般送配電事業者等</u>から受ける電気の供給をいいます。</p> <p><u>(29) 接続供給契約</u> 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との接続供給に係る契約をいいます。</p> <p><u>(30) 託送供給等約款</u> 接続供給契約の内容を規定する<u>一般送配電事業者等</u>の約款で、<u>一般送配電事業者が電気事業法第 18 条第 1 項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたもの、または配電事業者が電気事業法第 27 条の 12 の 11 第 1 項にもとづき経済産業大臣に届け出たもの</u>をいいます。</p> <p><u>(31) 夏季、その他季、休日、平日、重負荷時間、昼間時間、夜間時間</u> (略)</p>	<p><u>【新設】</u></p> <p><u>(20) 平均燃料価格算定期間</u> (略)</p> <p><u>(21) 燃料費調整額</u> (略)</p> <p><u>(22) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> (以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) 第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるところによります。</p> <p><u>(23) 電気料金</u> (略)</p> <p><u>(24) 供給地点</u> 当社が<u>一般送配電事業者</u>から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p><u>(25) 接続供給</u> 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が<u>一般送配電事業者</u>から受ける電気の供給をいいます。</p> <p><u>(26) 接続供給契約</u> 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と<u>一般送配電事業者</u>との接続供給に係る契約をいいます。</p> <p><u>(27) 託送供給等約款</u> 接続供給契約の内容を規定する<u>一般送配電事業者</u>の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p><u>(28) 夏季、その他季、休日、平日、重負荷時間、昼間時間、夜間時間</u> (略)</p>
	<p><b>5 実施細目</b></p> <p>需給契約の実施上必要な細目的事項は、需給契約の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、<u>一般送配電事業者等</u>が、<u>託送約款等</u>の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、<u>一般送配電事業者等</u>との協議を行っていただく必要があります。</p>	<p><b>5 実施細目</b></p> <p>需給契約の実施上必要な細目的事項は、需給契約の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、<u>一般送配電事業者</u>が、<u>託送供給等約款</u>の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、<u>一般送配電事業者</u>との協議を行っていただく必要があります。</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
II 契約の申し込み	<b>6 需給契約の申し込み</b> (1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容および <u>託送約款等</u> におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。 (2)～(5) (略)	<b>6 需給契約の申し込み</b> (1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容および <u>託送供給等約款</u> におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。 (2)～(5) (略)
	<b>7 需給契約の要件</b> お客さまに需給契約にもとづき当社が電気を供給する際は、 <u>一般送配電事業者等</u> の供給設備を使用いたします。 それにともない、お客さまには、法令で定める技術要件その他の法令等に従い、かつ <u>一般送配電事業者等</u> が定める <u>託送約款等</u> におけるお客さまにかかわる事項を遵守していただきます。	<b>7 需給契約の要件</b> お客さまに需給契約にもとづき当社が電気を供給する際は、 <u>一般送配電事業者</u> の供給設備を使用いたします。 それにともない、お客さまには、法令で定める技術要件その他の法令等に従い、かつ <u>一般送配電事業者</u> の定める <u>託送供給等約款</u> におけるお客さまにかかわる事項および同別冊2 高圧接続技術要件または同別冊3 特別高圧接続技術要件を遵守していただきます。
	<b>9 需要場所</b> <u>需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u>	<b>9 需要場所</b> <u>(1) 当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいいます。当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。なお、1構内をなすものとは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区分された区域をいいます。</u> <u>(2) コンビナート等の工場群、中小企業工業団地等で、隣接する複数の構内のお客さまが共同して使用する受電設備によって一括して電気の供給を受けることを希望され、かつ、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高い場合には、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。</u> <u>(3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める1構内をなすものまたは(2)に該当するものを除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。</u>
	<b>11 需給契約の単位</b> 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) (略) <u>(2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めるとき</u> (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	<b>11 需給契約の単位</b> 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) (略) <u>【新設】</u> (2) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
	<b>14 需給の単位</b> <u>当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1計量をもって電気を供給いたします。</u>	<b>14 需給の単位</b> <u>当社は、特別な事情がない限り、1需給契約につき、1計量をもって、電気を供給いたします。</u>
	<b>15 給電申合書</b> 需給業務の運用を円滑に行うため、当社の基準にもとづき当社が必要と認めた場合には、お客さまは当社および <u>一般送配電事業者等</u> とそれぞれ給電申合書を締結していただくことがあります。	<b>15 給電申合書</b> 需給業務の運用を円滑に行うため、当社の基準にもとづき当社が必要と認めた場合には、お客さまは当社および <u>一般送配電事業者</u> とそれぞれ給電申合書を締結していただくことがあります。
	<b>17 秘密保持</b> お客さまおよび当社は、相手方の承諾をえた場合を除き、需給契約および需給契約に付随して締結される契約に関する事項について、第三者に開示しないものといたします。ただし、本契約の履行に関連して <u>一般送配電事業者等</u> に情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、官公庁その他の公的機関(電	<b>17 秘密保持</b> お客さまおよび当社は、相手方の承諾をえた場合を除き、需給契約および需給契約に付随して締結される契約に関する事項について、第三者に開示しないものといたします。ただし、本契約の履行に関連して <u>一般送配電事業者</u> に情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、官公庁その他の公的機関(電

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	力広域的運営推進機関を含みます。)からの正当な権限による開示要請がある場合は除くものいたします。なお、この規定は、需給契約終了後においても有効に存続するものいたします。	力広域的運営推進機関を含みます。)からの正当な権限による開示要請がある場合は除くものいたします。なお、この規定は、需給契約終了後においても有効に存続するものいたします。
<b>III 契約種別の料金</b>	<p><b>19 特別高圧業務用電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。</p> <p>(3) 契約電力 イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めず。 ロ <u>一般送配電事業者等</u>が、30分需要電力計を取り付けます。 ハ (略)</p> <p>(4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、需給契約書または通知書面(以下、総称して「需給契約書等」といいます。)により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。 電力量料金は、需給契約書等により定めるものいたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>(5) (略)</p>	<p><b>19 特別高圧業務用電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。</p> <p>(3) 契約電力 イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めず。 ロ <u>一般送配電事業者</u>が、30分需要電力計を取り付けます。 ハ (略)</p> <p>(4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、需給契約書または通知書面(以下、総称して「需給契約書等」といいます。)により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。 電力量料金は、需給契約書等により定めるものいたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>(5) (略)</p>
	<p><b>20 特別高圧電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。</p> <p>(3) 契約電力 イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めず。 ロ <u>一般送配電事業者等</u>が、30分需要電力計を取り付けます。</p>	<p><b>20 特別高圧電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。</p> <p>(3) 契約電力 イ 契約電力は、使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めず。 ロ <u>一般送配電事業者</u>が、30分需要電力計を取り付けます。</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p>ハ (略)</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。なお、まったく電気を使用しない場合 (予備電力によって電気を使用した場合を除きます。) の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、<u>別紙 1 (燃料費調整) (1) ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙 1 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1 (燃料費調整) (1) ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙 1 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>ハ (略)</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。なお、まったく電気を使用しない場合 (予備電力によって電気を使用した場合を除きます。) の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、<u>別紙 1 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p>
	<p><b>21 高圧業務用電力</b></p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット未満 (業務用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。) であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 か月の最大需要電力と前 11 か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 か月の期間の各月の契約電力 (減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。) は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と <u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 か月の期間で、その 1 か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と <u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めた値を上回る場合 (減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と <u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めた値を上回る場合とい</p>	<p><b>21 高圧業務用電力</b></p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット未満 (業務用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。) であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 か月の最大需要電力と前 11 か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 か月の期間の各月の契約電力 (減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。) は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と <u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 か月の期間で、その 1 か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と <u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めた値を上回る場合 (減少された日を含む 1 か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と <u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めた値を上回る場合とい</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p>たします。)、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>一般送配電事業者等</u>が、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 一般使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>一般送配電事業者等</u>が、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>(5) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。なお、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>す。)、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>一般送配電事業者</u>が、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 一般使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>一般送配電事業者</u>が、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>(5) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。なお、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>(6) (略)</p>
	<p><b>22 高圧電力</b></p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット未満(自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。)であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。<u>ただし、お客さまの特別な事情、一般送配電事業者等の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。</u></p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らか</p>	<p><b>22 高圧電力</b></p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット未満(自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。)であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らか</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p>なときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>一般送配電事業者等</u>が、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 一般使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>一般送配電事業者等</u>が、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>(5) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、<u>別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>	<p>なときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>一般送配電事業者</u>が、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ロ 契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(イ) 一般使用する契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めます。</p> <p>なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>一般送配電事業者</u>が、30分最大需要電力計を取り付けます。</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>(5) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、<u>別紙1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>
	<p><b>23 業務用自家発補給電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力とし、以下、同様といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めま</p>	<p><b>23 業務用自家発補給電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力とし、以下、同様といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めま</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p>す。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものいたします。</p> <p>ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めます。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものいたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものいたします。</p> <p>ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めます。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものいたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>
	<p><b>24 自家発補給電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めます。</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、30パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものいたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p><b>24 自家発補給電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めます。</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、30パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものいたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>
	<p><b>25 予備電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p>	<p><b>25 予備電力</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約電力</p>



	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p>契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものといたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>なお、高圧で供給を受ける場合には、次のとおり、取り扱います。</p> <p>イ 契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率(この場合の損失率は、3パーセントといたします。)で修正したものといたします。</p> <p>ロ 使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率(この場合の損失率は、3パーセントといたします。)で修正したものといたします。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>ただし、基本料金は、需給契約書等により定めるものといたします。</p> <p>電力量料金は、需給契約書等により定めるものといたします。ただし、<u>別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>なお、高圧で供給を受ける場合には、次のとおり、取り扱います。</p> <p>イ 契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率(この場合の損失率は、3パーセントといたします。)で修正したものといたします。</p> <p>ロ 使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率(この場合の損失率は、3パーセントといたします。)で修正したものといたします。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>
IV 料金の算定および支払い	<p>27 検針日</p> <p>検針日は、<u>託送約款等</u>に定める検針日といたします。</p>	<p>27 検針日</p> <p>検針日は、<u>託送供給等約款</u>に定める検針日といたします。</p>
	<p>29 使用電力量等の計量</p> <p>(1) 使用電力量、最大需要電力および力率は、原則として、<u>一般送配電事業者等</u>が設置した記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。ただし、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。なお、当社から通知される使用電力量、最大需要電力および力率の計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>29 使用電力量等の計量</p> <p>(1) 使用電力量、最大需要電力および力率は、原則として、<u>一般送配電事業者</u>が設置した記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。ただし、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。なお、当社から通知される使用電力量、最大需要電力および力率の計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
	<p>31 料金の支払義務および支払い</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務は、当社が<u>一般送配電事業者等</u>から料金算定期間の全使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>31 料金の支払義務および支払い</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務は、当社が<u>一般送配電事業者</u>から料金算定期間の全使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>
V 使用および需給	<p>38 力率の保持</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、<u>一般送配電事業者等</u>の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要である場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。</p> <p>なお、この場合の1か月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めます。</p>	<p>38 力率の保持</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、<u>一般送配電事業者</u>の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要である場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。</p> <p>なお、この場合の1か月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議によって定めます。</p>
	<p>39 電気の使用にともなう技術要件等</p>	<p>39 電気の使用にともなう技術要件等</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p>(1) お客様の電気工作物を<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ <u>一般送配電事業者等</u>が、<u>一般送配電事業者等</u>の既設設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法</p> <p>(2) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または<u>一般送配電事業者等</u>もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼしもしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、<u>一般送配電事業者等</u>がその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、<u>一般送配電事業者等</u>が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(3) お客様が発電設備を<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)が適用されるものとし、(2)に準ずるものいたします。</p> <p>また、この場合には、<u>一般送配電事業者等</u>の定める発電設備系統連系サービス要綱による連系契約を別途<u>一般送配電事業者等</u>との間で締結していただきます。</p>	<p>(1) お客様の電気工作物を<u>一般送配電事業者</u>の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ <u>一般送配電事業者</u>が、<u>一般送配電事業者</u>の既設設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法</p> <p>(2) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または<u>一般送配電事業者</u>もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼしもしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、<u>一般送配電事業者</u>がその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、<u>一般送配電事業者</u>が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(3) お客様が発電設備を<u>一般送配電事業者</u>の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)が適用されるものとし、(2)に準ずるものいたします。</p> <p>また、この場合には、<u>一般送配電事業者</u>の定める発電設備系統連系サービス要綱による連系契約を別途<u>一般送配電事業者</u>との間で締結していただきます。</p>
	<p><b>40 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>当社が需給契約の遂行上、お客様の需要場所への立入りが必要と認める場合、または<u>一般送配電事業者等</u>から次の立入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社または<u>一般送配電事業者等</u>は、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客様は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客様の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 供給地点に至るまでの<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備または計量器等お客様の需要場所内の<u>一般送配電事業者等</u>の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または<u>一般送配電事業者等</u>の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p><b>40 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>当社が需給契約の遂行上、お客様の需要場所への立入りが必要と認める場合、または<u>一般送配電事業者</u>から次の立入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社または<u>一般送配電事業者</u>は、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客様は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客様の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 供給地点に至るまでの<u>一般送配電事業者</u>の供給設備または計量器等お客様の需要場所内の<u>一般送配電事業者</u>の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または<u>一般送配電事業者</u>の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>
	<p><b>41 託送供給等の準備に対する協力</b></p> <p>お客様は、電気の供給の実施にともない<u>一般送配電事業者等</u>が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。</p>	<p><b>41 託送供給等の準備に対する協力</b></p> <p>お客様は、電気の供給の実施にともない<u>一般送配電事業者</u>が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。</p>
	<p><b>42 施設場所の提供</b></p> <p>次の場合において、<u>一般送配電事業者等</u>から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客様が求められた場合にはお客様はそれらの場所を無償で提供していただくものいたします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><b>42 施設場所の提供</b></p> <p>次の場合において、<u>一般送配電事業者</u>から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客様が求められた場合にはお客様はそれらの場所を無償で提供していただくものいたします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
	<p><b>43 お客様の電気工作物の使用</b></p> <p>次に掲げるお客様の所有物については、<u>一般送配電事業者等</u>が、無償で使用することができるものといたします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><b>43 お客様の電気工作物の使用</b></p> <p>次に掲げるお客様の所有物については、<u>一般送配電事業者</u>が、無償で使用することができるものといたします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	(5) <u>一般送配電事業者等</u> が記録型計量器に記録された計量値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物	(5) <u>一般送配電事業者</u> が記録型計量器に記録された計量値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物
	<p><b>44 供給の停止</b></p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、<u>一般送配電事業者等</u>により電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 需要場所内の<u>一般送配電事業者等</u>の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、<u>一般送配電事業者等</u>に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ <u>一般送配電事業者等</u>以外の者が、<u>一般送配電事業者等</u>の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し、<u>一般送配電事業者等</u>から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、<u>一般送配電事業者等</u>により、電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に<u>一般送配電事業者等</u>の電線路を使用、または電気を使用した場合</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>ホ 40 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社および<u>一般送配電事業者等</u>の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまが本約款において、<u>一般送配電事業者等</u>の求めに応じること、<u>一般送配電事業者等</u>に権限を付与することもしくは<u>一般送配電事業者等</u>に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは<u>一般送配電事業者等</u>に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合</p> <p>へ (略)</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、<u>一般送配電事業者等</u>から当社がその改善を求められ、当社がお客さまにその改善を求めた場合で、<u>一般送配電事業者等</u>から当社が、36 (適正契約の保持) に定める接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することおよび適正な使用状態への修正を求められ、その変更または修正に必要な限度で当社がお客さまに需給契約の変更または使用状態の修正を求めたにもかかわらず、お客さまがその変更または修正に応じていただけないときには、<u>一般送配電事業者等</u>による、供給の停止が行われることがあります。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(4) お客さまがその他<u>託送約款等</u>に反した場合には、<u>一般送配電事業者等</u>により、託送供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(5) (1)から(4)によって供給の停止が行われる場合には、<u>一般送配電事業者等</u>により、お客さまおよび<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備において、供給の停止のための適当な処置が行われます。</p> <p>なお、必要に応じて、<u>一般送配電事業者等</u>によりお客さまに供給する電力をしゃ断する開閉器の封印が行われます。</p> <p>また、停止のための適当な処置を行う場合には、<u>一般送配電事業者等</u>によりその旨を文書等によりお客さまにお知らせされる場合があります。</p>	<p><b>44 供給の停止</b></p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、<u>一般送配電事業者</u>により電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 需要場所内の<u>一般送配電事業者</u>の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、<u>一般送配電事業者</u>に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ <u>一般送配電事業者</u>以外の者が、<u>一般送配電事業者</u>の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し、<u>一般送配電事業者</u>から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、<u>一般送配電事業者</u>により、電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に<u>一般送配電事業者</u>の電線路を使用、または電気を使用した場合</p> <p>ハ～ニ (略)</p> <p>ホ 40 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社および<u>一般送配電事業者</u>の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまが本約款において、<u>一般送配電事業者</u>の求めに応じること、<u>一般送配電事業者</u>に権限を付与することもしくは<u>一般送配電事業者</u>に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは<u>一般送配電事業者</u>に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合</p> <p>へ (略)</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、<u>一般送配電事業者</u>から当社がその改善を求められ、当社がお客さまにその改善を求めた場合で、<u>一般送配電事業者</u>から当社が、36 (適正契約の保持) に定める接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することおよび適正な使用状態への修正を求められ、その変更または修正に必要な限度で当社がお客さまに需給契約の変更または使用状態の修正を求めたにもかかわらず、お客さまがその変更または修正に応じていただけないときには、<u>一般送配電事業者</u>による、供給の停止が行われることがあります。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>(4) お客さまがその他<u>託送供給等約款</u>に反した場合には、<u>一般送配電事業者</u>により、託送供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(5) (1)から(4)によって供給の停止が行われる場合には、<u>一般送配電事業者</u>により、お客さまおよび<u>一般送配電事業者</u>の供給設備において、供給の停止のための適当な処置が行われます。</p> <p>なお、必要に応じて、<u>一般送配電事業者</u>によりお客さまに供給する電力をしゃ断する開閉器の封印が行われます。</p> <p>また、停止のための適当な処置を行う場合には、<u>一般送配電事業者</u>によりその旨を文書等によりお客さまにお知らせされる場合があります。</p>
	<p><b>45 供給停止の解除</b></p> <p>44 (供給の停止) によって供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、<u>一般</u></p>	<p><b>45 供給停止の解除</b></p> <p>44 (供給の停止) によって供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、<u>一般</u></p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p><u>送配電事業者等</u>から当社に対する電気の供給が再開されたときには、当社による、電気の供給が開始されます。</p>	<p><u>送配電事業者</u>から当社に対する電気の供給が再開されたときには、当社による、電気の供給が開始されます。</p>
	<p><b>47 違約金</b>  (1)～(2) (略)  (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で<u>一般送配電事業者等</u>が決定した期間といたします。</p>	<p><b>47 違約金</b>  (1)～(2) (略)  (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で<u>一般送配電事業者</u>が決定した期間といたします。</p>
	<p><b>48 供給の中止または使用の制限もしくは中止</b>  非常変災の場合、<u>一般送配電事業者等</u>が維持および運用する供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合には、<u>一般送配電事業者等</u>により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、<u>一般送配電事業者等</u>により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p>	<p><b>48 供給の中止または使用の制限もしくは中止</b>  非常変災の場合、<u>一般送配電事業者</u>が維持および運用する供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合には、<u>一般送配電事業者</u>により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、<u>一般送配電事業者</u>により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。</p>
	<p><b>49 制限または中止の料金割引</b>  (1) (略)  (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上<u>一般送配電事業者等</u>がお客さまに事前にお知らせして行う制限または中止は、1か月につき1日に限って計算に入れません。この場合の1か月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。  (3) (略)</p>	<p><b>49 制限または中止の料金割引</b>  (1) (略)  (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上<u>一般送配電事業者</u>がお客さまに事前にお知らせして行う制限または中止は、1か月につき1日に限って計算に入れません。この場合の1か月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。  (3) (略)</p>
	<p><b>51 設備の賠償</b>  お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の<u>一般送配電事業者等</u>の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額をそれぞれ賠償していただきます。  (1)～(2) (略)</p>	<p><b>51 設備の賠償</b>  お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の<u>一般送配電事業者</u>の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額をそれぞれ賠償していただきます。  (1)～(2) (略)</p>
<b>VI 契約の変更および終了</b>	<p><b>52 需給契約の変更</b>  <u>(1) お客さまが、需給契約の内容の変更を希望される場合は、II (契約の申し込み) に定める新たに需給契約を希望される場合の規定に準じて行うものといたします。</u>  <u>(2) (1)の場合、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</u>  <u>イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。</u>  <u>ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。</u></p>	<p><b>52 需給契約の変更</b>  <u>お客さまが需給契約書等記載の内容の変更を希望される場合は、II (契約の申し込み) に定める新たに需給契約を希望される場合の規定に準じて行うものといたします。</u>  <u>変更後の契約は、変更後の需給契約書を締結した後または通知書面を交付した後の最初の料金算定期間より適用いたします。</u></p>
	<p><b>53 料金の変更</b>  (1) (略)  (2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から<u>3か月</u>を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客さまは他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力を行うものとします。また、当社は56 (需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算) (1)の規定を適用しないものとします。</p>	<p><b>53 料金の変更</b>  (1) (略)  (2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から<u>2か月</u>を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客さまは他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力を行うものとします。また、当社は56 (需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算) (1)の規定を適用しないものとします。</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p><b>55 需給契約の終了</b></p> <p>(1) お客様が、契約期間満了前に需給契約を終了しようとする場合は、原則として、あらかじめその終了を希望する日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客様の申し出をもとに、<u>一般送配電事業者等</u>に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>(2) お客様が、契約期間満了をもって需給契約を終了しようとする場合は、原則として、あらかじめ契約期間満了日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客様の申し出をもとに、<u>一般送配電事業者等</u>に対して、契約期間満了日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>55 需給契約の終了</b></p> <p>(1) お客様が、契約期間満了前に需給契約を終了しようとする場合は、原則として、あらかじめその終了を希望する日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客様の申し出をもとに、<u>一般送配電事業者</u>に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>(2) お客様が、契約期間満了をもって需給契約を終了しようとする場合は、原則として、あらかじめ契約期間満了日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客様の申し出をもとに、<u>一般送配電事業者</u>に対して、契約期間満了日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>(3) (略)</p>
	<p><b>56 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなる料金および工事費の精算</b></p> <p>お客様が新たに電気の供給を受け、需給契約を更新し、または契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約が終了する場合またはお客様が契約電力を減少しようとする場合には、当社は、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</p> <p><u>(1)</u> お客様が新たに電気の供給を受け、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日から契約電力を減少または需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少契約電力分につき各月の料金の算定に適用された当該料金の20パーセントを割増ししたものを適用 (<u>供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合はその部分について、または当該需要場所において電気の使用を廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合はその全部について、託送約款等</u>に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。) いたします。</p> <p><u>(2)</u> 供給設備 (専用供給設備および予備供給設備を除きます。) について、ハの場合を除き、59 (供給設備の工事費等の負担) (1) を減少契約電力 (供給設備の利用期間が1年以上となる部分は除きます。) に適用しないものとして算定した場合の工事費負担金とすでに申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>また、減少にともない供給電圧を変更する場合で、お客様が契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備を撤去する場合には、すでに臨時工事費を申し受けている場合を除き、臨時工事費として算定される金額とお客様が契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額との合計と、新たに設定し、または増加されたことにともないすでに申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p><u>(3)</u> 需給契約が終了したことにより、お客様のために施設された供給設備の利用期間が1年未満となる場合には、すでに臨時工事費を申し受けている場合を除き、新たに算定した臨時工事費とすでに申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p><b>【削除】</b></p>	<p><b>56 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなる料金および工事費の精算</b></p> <p><u>(1)</u> お客様が新たに電気の供給を受け、需給契約を更新し、または契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約が終了する場合またはお客様が契約電力を減少しようとする場合には、当社は、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。</p> <p><u>イ</u> お客様が新たに電気の供給を受け、需給契約を更新し、または契約電力を増加された日から契約電力を減少または需給契約を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少契約電力分につき各月の料金の算定に適用された当該料金の20パーセントを割増ししたものを適用 (<u>供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合は、その部分について、託送供給等約款</u>に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。) いたします。</p> <p><u>ロ</u> 供給設備 (専用供給設備および予備供給設備を除きます。) について、ハの場合を除き、59 (供給設備の工事費等の負担) (1) を減少契約電力 (供給設備の利用期間が1年以上となる部分は除きます。) に適用しないものとして算定した場合の工事費負担金とすでに申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>また、減少にともない供給電圧を変更する場合で、お客様が契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備を撤去する場合には、すでに臨時工事費を申し受けている場合を除き、臨時工事費として算定される金額とお客様が契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額との合計と、新たに設定し、または増加されたことにともないすでに申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p><u>ハ</u> 需給契約が終了したことにより、お客様のために施設された供給設備の利用期間が1年未満となる場合には、すでに臨時工事費を申し受けている場合を除き、新たに算定した臨時工事費とすでに申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p><u>(2)</u> <u>お客様が新たに電気の供給を受け、需給契約を更新し、または契約電力を増加された後1年に満たないで需給契約を終了される場合で、お客様が引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、需給契約終了後の料金および工事費の精算に関する覚書を締結していただきます。</u></p>
	<p><b>57 解約等</b></p> <p>(1) 当社は、お客様が次にかかげる事由に該当する場合には、需給契約を解約することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、需給契約を解約する場合には、あらかじめその旨を解約日とともに予告し、お客様に対し</p>	<p><b>57 解約等</b></p> <p>(1) 当社は、お客様が次にかかげる事由に該当する場合には、需給契約を解約することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、需給契約を解約する場合には、あらかじめその旨を解約日とともに予告し、お客様に対し</p>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p>て①需給契約の解約後無契約となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者または<u>一般送配電事業者等</u>から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。</p> <p>イ～ヲ (略)</p> <p>ワ 本約款等および<u>託送約款等</u>、法令、条例、規則等に反した場合</p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、その需要場所から移転されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社または<u>一般送配電事業者等</u>がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の解約があったものといたします。</p>	<p>て①需給契約の解約後無契約となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者または<u>一般送配電事業者</u>から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。</p> <p>イ～ヲ (略)</p> <p>ワ 本約款等および<u>託送供給等約款</u>、法令、条例、規則等に反した場合</p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、その需要場所から移転されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社または<u>一般送配電事業者</u>がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の解約があったものといたします。</p>
<b>VII 工事および工事費等の負担金</b>	<p><b>59 供給設備の工事費等の負担</b></p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともないもしくは供給設備のお客さまに電気を供給するために必要な設備（以下、「供給設備等」といいます。）を新たに施設する場合、もしくはお客さまの希望によって供給設備等を変更する場合において、当社が接続供給契約にもとづいて<u>一般送配電事業者等</u>より工事費その他の費用（以下、「工事費等」といいます。）の負担を求められる場合、または当社がこれらの設備の施設を求められる場合には、当社は、お客さまよりその工事費等もしくは当社による施設にかかった費用を申し受けます。</p> <p>(2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、当社は、接続供給契約にもとづいて<u>一般送配電事業者等</u>から請求された工事費等およびその支払いに必要な手数料相当額をお客さまより申し受けます。</p> <p>(3) その他お客さまの事情により、当社が<u>一般送配電事業者等</u>から工事費等の費用負担を求められ、または当社が施設することを求められる場合には、当社は、お客さまよりその工事費等または当社による施設にかかった費用を申し受けます。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><b>59 供給設備の工事費等の負担</b></p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともないもしくは供給設備のお客さまに電気を供給するために必要な設備（以下、「供給設備等」といいます。）を新たに施設する場合、もしくはお客さまの希望によって供給設備等を変更する場合において、当社が接続供給契約にもとづいて<u>一般送配電事業者</u>より工事費その他の費用（以下、「工事費等」といいます。）の負担を求められる場合、または当社がこれらの設備の施設を求められる場合には、当社は、お客さまよりその工事費等もしくは当社による施設にかかった費用を申し受けます。</p> <p>(2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、当社は、接続供給契約にもとづいて<u>一般送配電事業者</u>から請求された工事費等およびその支払いに必要な手数料相当額をお客さまより申し受けます。</p> <p>(3) その他お客さまの事情により、当社が<u>一般送配電事業者</u>から工事費等の費用負担を求められ、または当社が施設することを求められる場合には、当社は、お客さまよりその工事費等または当社による施設にかかった費用を申し受けます。</p> <p>(4) (略)</p>
<b>VIII 保安</b>	<p><b>60 保安に対するお客さまの協力</b></p> <p>(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および<u>一般送配電事業者等</u>に通知していただきます。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の<u>一般送配電事業者等</u>の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが<u>一般送配電事業者等</u>の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが<u>一般送配電事業者等</u>の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、あらかじめ当社および<u>一般送配電事業者等</u>に事前に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および<u>一般送配電事業者等</u>に通知していただきます。この場合、保安上とくに必要があるときは、<u>一般送配電事業者等</u>の求めに応じてその内容を変更していただきます。</p> <p>(3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと<u>一般送配電事業者等</u>とで協議していただきます。</p>	<p><b>60 保安に対するお客さまの協力</b></p> <p>(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および<u>一般送配電事業者</u>に通知していただきます。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の<u>一般送配電事業者</u>の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが<u>一般送配電事業者</u>の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが<u>一般送配電事業者</u>の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、あらかじめ当社および<u>一般送配電事業者</u>に事前に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が<u>一般送配電事業者</u>の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および<u>一般送配電事業者</u>に通知していただきます。この場合、保安上とくに必要があるときは、<u>一般送配電事業者</u>の求めに応じてその内容を変更していただきます。</p> <p>(3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと<u>一般送配電事業者</u>とで協議していただきます。</p>
	<b>61 調査および調査に対するお客さまの協力等</b>	<b>61 調査および調査に対するお客さまの協力等</b>

	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p>(1) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、法令で定めるところにより、<u>一般送配電事業者等</u>、または<u>一般送配電事業者等</u>が委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下、「登録調査機関」といいます。）により調査が行われます。この場合、お客様は、<u>一般送配電事業者等</u>または登録調査機関から必要があるとして電気工作物の配線図の提示を求められた場合は、承諾をした上で電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客様は、<u>一般送配電事業者等</u>または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。</p> <p>(2) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および<u>一般送配電事業者等</u>または登録調査機関に通知していただきます</p>	<p>(1) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、法令で定めるところにより、<u>一般送配電事業者</u>、または<u>一般送配電事業者</u>が委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下、「登録調査機関」といいます。）により調査が行われます。この場合、お客様は、<u>一般送配電事業者</u>または登録調査機関から必要があるとして電気工作物の配線図の提示を求められた場合は、承諾をした上で電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客様は、<u>一般送配電事業者</u>または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。</p> <p>(2) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および<u>一般送配電事業者</u>または登録調査機関に通知していただきます</p>
附 則	<p><b>1 本約款の実施期日</b> 本約款は、<u>2023年10月1日</u>から実施いたします。</p>	<p><b>1 本約款の実施期日</b> 本約款は、<u>2023年1月1日</u>から実施いたします。</p>
	<p><b>4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置</b> 供給電気方式および供給電圧については、<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧10,000ボルト、40,000ボルトまたは60,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、10,000ボルトまたは40,000ボルトで供給するときには特別高圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、また、60,000ボルトで供給するときには特別高圧70,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。</p>	<p><b>4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置</b> 供給電気方式および供給電圧については、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧10,000ボルト、40,000ボルトまたは60,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、10,000ボルトまたは40,000ボルトで供給するときには特別高圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、また、60,000ボルトで供給するときには特別高圧70,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。</p>
	<p><b>【削除】</b></p> <p><b>5 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置</b> (略)</p>	<p><b>5 需要場所についての特別措置</b> (1) 適用 特例設備（(3)で定義するところによります。）が施設された区域または部分のお客様から、この特別措置の適用の申し出がある場合は、当社および一般送配電事業者との協議の結果、本約款の他の定めによらず、託送供給等約款にもとづき、特別に需要場所を定めることがあります。</p> <p>(2) 工事費の負担 (1)にともない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款にもとづき当社が一般送配電事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客様に負担していただくことといたします。</p> <p>(3) 特例設備は、次のものをいいます。 イ 急速充電設備等 電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。 ロ 認定発電設備等 電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。</p> <p><b>6 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置</b> (略)</p>
別紙	<p><b>1 燃料費調整</b> (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p>	<p><b>1 燃料費調整</b> (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p>

(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)

平均燃料価格 = A × α + B × β

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α = 0.4381

β = 0.5545

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均といたします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 42,000 円) × (2)の基準単価 / 1,000 + (3)の卸市場単価

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

(略)

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 か月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

Table with 3 columns: Unit (1 kWh), Voltage (High Voltage, Special High Voltage), and Value (19 Yen 6 Sen, 19 Yen 3 Sen)

(3) 卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、卸市場単価の単位は、1 銭と

(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)

平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α = 0.0275

β = 0.4792

γ = 0.4275

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【新設】

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

燃料費調整単価 = (45,900 円 - 平均燃料価格) × (2)の基準単価 / 1,000

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 45,900 円) × (2)の基準単価 / 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

(略)

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

Table with 3 columns: Unit (1 kWh), Voltage (High Voltage, Special High Voltage), and Value (22 Yen 3 Sen, 22 Yen 0 Sen)

【新設】



	(新) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年10月1日実施)	(旧) 電気需給約款 (高圧・特別高圧) (2023年1月1日実施)
	<p><u>し、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>卸市場単価 = (平均市場価格 - 19円37銭) × (4)の卸市場率</u></p> <p><u>(4) 卸市場率</u></p> <p><u>イ 高圧</u> 卸市場率は、9.0パーセントを基準に、損失率(3.8パーセントとします。)および消費税率を加味したものとし、10.3パーセントといたします。</p> <p><u>ロ 特別高圧</u> 卸市場率は、9.0パーセントを基準に、損失率(2.4パーセントとします。)および消費税率を加味したものとし、10.1パーセントといたします。</p> <p><u>(5) 燃料費調整単価等の掲載</u> 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、<u>(1)ロの各平均燃料価格算定期間における平均市場価格</u>および(1)ハによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。</p>	<p><u>【新設】</u></p> <p><u>(3) 燃料費調整単価等の掲載</u> 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における<u>1キロリットル当たりの平均原油価格</u>、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。</p>
	<p><b>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき</u>納付金単価を定める告示(以下、「納付金単価を定める告示」といいます。)および<u>インバランスリスク単価等</u>を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までといたします。)までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、<u>再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額</u>(以下、「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p><b>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき</u>納付金単価を定める告示(以下、「納付金単価を定める告示」といいます。)および<u>回避可能費用単価等</u>を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までといたします。)までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、<u>当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額</u>(以下、「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>